

物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	藤井寺市古室三丁目22番2外 (一般国道170号近鉄藤井寺跨線橋下)	交通 機関	近鉄南大阪線 藤井寺駅 東 約 1,300m	最 低 占用料 (年額)	509,290円/年	占用期間	5年
2								
土地の概要					特記事項			
面積	占用許可対象面積			639 m ²				
接面道路 の状況	東側：国道側道・幅員 約 6.50m・舗装有・高低差有・途中から南行き一方通行							
	西側：国道側道・幅員 約 7.0m・舗装有・高低差有・北行き一方通行							
	北側：国道・幅員 約 7.0m・舗装有・高低差無							
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内						
		用途地域	準住居地域					
		地域地区	—					
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
その他の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(一般国道 170号区域内) ・消防法 							
その他条件	・火気厳禁							
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	藤井寺水道センター 072-939-1302(代)				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081				
		有	無					
	都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス株式会社導管情報センター 06-6202-2141(代)				
有		無						
公共 下水道	本管	引込管	藤井寺市都市整備部下水道総務課 072-939-1111(代)					
	有	無						
					<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「大阪府道路占用許可基準：高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。</p> <p>2 占用期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府富田林土木事務所及び大阪府羽曳野警察署と協議し、事前承認を得てください。 土間コンクリート等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府富田林土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代) 大阪府羽曳野警察署 交通課 電話 072-952-1234(代)</p> <p>4 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、藤井寺市と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 藤井寺市都市整備部 下水道総務課 電話 072-939-1111(代)</p> <p>5 電気の引込みについては、大阪府富田林土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占用者において行ってください。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代) 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081</p> <p>6 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占用者の負担となります。</p>			

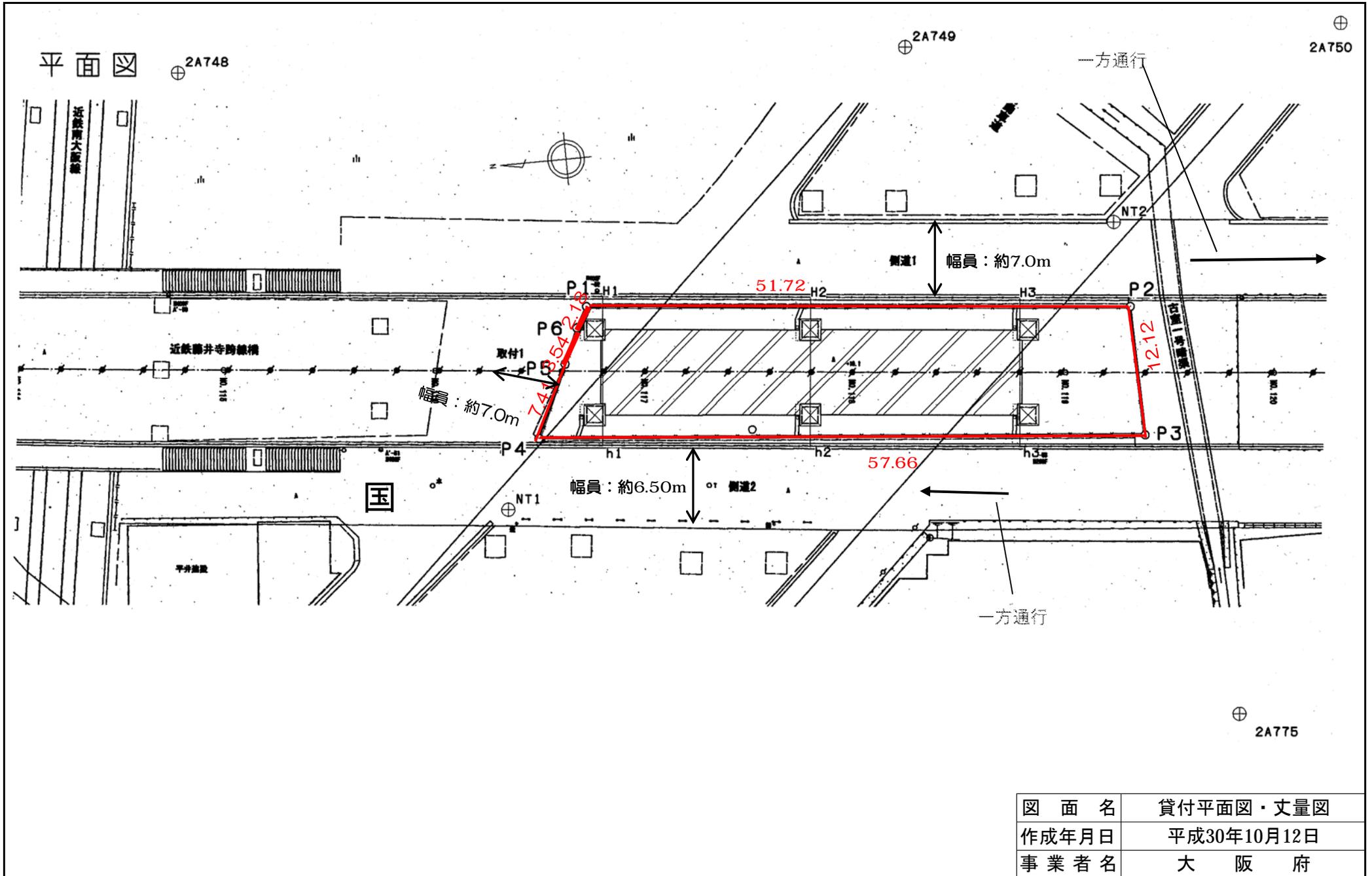
特記事項

- 7 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついでには、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになります。その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府富田林土木事務所と協議してください。
- (お問い合わせ先)
大阪府富田林土木事務所 維持保全課 電話 0721-25-1131(代)
- 8 対象地は過去の公募により落札された現占有者がいます。現占用期間は最長で令和6年3月31日までとなっておりますので、本公募による占用開始日は令和6年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設です。それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までにあらかじめ現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。
- また、大阪府所有の施設のうち、対象地の北側に設置されていたネットフェンスについては、現在、撤去された状態で対象地を現占有者が使用しています。これらのネットフェンスについても、本公募により決定された占有者の占用期間満了等による原状回復措置の対象となりますので、原状回復に当たってはフェンスを設置してください。
- 9 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。
- 10 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 11 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 12 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)の損傷等について、対象地の占用に起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。

(1)位置図 (物件番号:第2号)



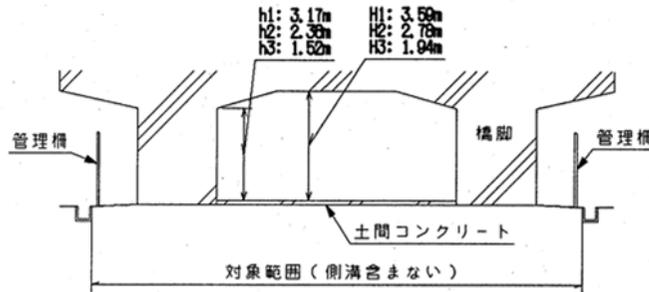
(2) 平面図・丈量図(1/2) (物件番号:第2号)



図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	平成30年10月12日
事業者名	大阪府

(2) 平面図・丈量図(2/2) (物件番号:第2号)

橋脚部横断面図



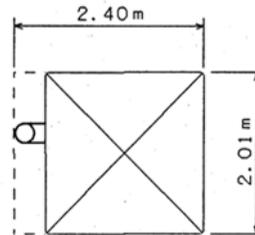
控除前面積

点名	X座標	Y座標	$Y_n * (X_{n+1} - X_{n-1})$	距離
P1	-158602.704	-36165.390	1902335.679390	51.726
P2	-158654.185	-36170.427	1870662.143586	12.125
P3	-158654.422	-36182.550	-2068990.574100	57.664
P4	-158597.003	-36177.230	-1962976.499800	7.415
P5	-158600.162	-36170.521	165697.156701	3.547
P6	-158601.584	-36167.271	91937.202882	2.189
面積			667.4456705	
倍面積			1334.891341	
面積			667.44	m ²

引照点一覧表

測点	X	Y
NT1(引照点)	-158593.456	-36183.546
NT2(引照点)	-158653.375	-36162.462
2A748(街区補助点)	-158566.225	-36140.046
2A749(街区補助点)	-158635.359	-36144.325
2A750(街区補助点)	-158676.716	-36146.121
2A775(街区補助点)	-158660.833	-36209.176

橋脚部控除箇所



* 控除面積: 2.40m × 2.01m × 6ヶ所 = 28.95m²

○ 貸付予定対象面積: 667.44 - 28.95

= 638.49 m²

占用面積: 639m²

(小数点以下切り上げ)

図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	平成30年10月12日
事業者名	大阪府